

生食輸発0209第1号
平成29年2月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食安全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産生鮮マンゴーの検査命令免除対象輸出者の登録)

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成29年1月6日付け生食輸発0106第1号）により通知したところです。

今般、フィリピン政府から、下記の生鮮マンゴーの輸出者について、検査命令免除対象輸出者として登録する旨の連絡があったことから、同通知の別表33を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

REETO IMPORT EXPORT INCORPORATED